



福祉だより

パート④

児童手当制度

子育てを応援

目的

児童を養育している人に手当を支給することにより、家庭生活の安定と、次代を担う児童の健全な育成及び資質の向上を目的としています。

しくみ

・支給の対象
3歳未満児を養育している人に支給されます。ただし、前年（1月～5月までの月分については前々年）の所得が一定額以上の場合には支給されません。

・額
第1子 5,000円(月額)

第2子 5,000円(月額)
第3子以降10,000円(月額)

支給

認定請求をした月の翌月から支給が開始され、支給事由の消滅した月で終了します。

なお、原則として手当は毎年2月・6月・10月に、それぞれの前月分までを支給します。

特例給付

所得制限により児童手当を受けられないサラリーマンについては、その人の前年の所得が一定額未満の場合に限って、特例給付（児童手当と同額）が支給され

ます。

申請

児童手当を受ける対象となった方は、次で手続きして下さい。

窓口 住民福祉課福祉係
☎1211内線156

申請に必要な書類

児童手当認定請求書・窓口
に用意してあります。

年金加入証明書・申請者が
サラリーマンの場合

児童手当用所得証明書・そ
の年の1月1日に光町に

住所がなかった人
その他・印鑑と金融機関の
口座番号など

はり・灸・マッサージ等 利用者助成事業スタート

～4月から 1回 1,000円を助成～

町では、4月1日からはり・灸・マッサージ等にかかった費用の一部を助成します。助成を受けようとする方は、事前に役場で申請してください。

なお、町に登録をしていない施設を利用した場合は、助成を受けられませんのでご注意ください。

対象者 町内にお住まいの65歳以上の方
助成額 利用1回につき1,000円。
年間最高12回まで利用できます。

申請・問合せ 住民福祉課福祉係
☎1211内線155.156

シルバー法律相談

対象者 相続・訴訟関係な
ど法律関係のことでお困
りの高齢者の方
(家族の方でも結構です)

日時 6月11日(水)
午後1時～3時まで

場所 町民会館B会議室

費用 無料

問合せ 住民福祉課福祉係
☎1211

女性就業技術講習会

講習内容 老人介護の基礎
からホームヘルパー2級
程度

対象者 技術や資格を身に
つけて、就職を希望する
女性(初心者)

期間 6月9日～8月19日

受付期間 5月12～13日

申込・問合せ・講習会場
午前9時～3時30分

千葉県女性就業援助セン
ター 千葉市中央区千葉
港4-3 ☎043(247)8541



届出

現況届	毎年6月に提出 (全ての受給者)
消滅届	・他の市町村へ転出したとき ・年齢要件等により、支給対象となる児童がいなくなったとき ・特例給付受給の方が退職したとき
額の改定届	・年齢要件等により、受給対象児童の数が減ったとき
額の改定請求書	・出生等により支給対象児童が増えたとき

ウォーターガーデン
夏季アルバイト

資格 高校生以上60歳位
期間 7月20日～8月31日

面接日 6月14・15日
申込み 蓮沼海浜公園管理事務所 ☎0475⑧3171